

## パスポートに関する大切なお知らせ(3月27日からのオンライン申請開始等について)

- 令和5年3月27日以降、パスポートの発給申請手続きの一部をオンライン化します。
- お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届(ORRネット)への登録情報を利用したオンライン申請を行っていただければ、申請のため(一部手続きを除く)に在外公館に来訪いただく必要はございませんので、是非ご活用ください。
- なお、パスポートを受け取るためには、引き続き在外公館へ来訪いただく必要があります。
- また、令和5年3月27日以降、今般の法改正に伴い、以下2の申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

### 1 オンライン申請がスタートします →パンフレットは[こちら](#)／ポスターは[こちら](#)

(1) 令和5年3月27日から、パスポートの発給申請手続きをオンライン化します。

(2) オンライン申請の場合、戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請は、申請時に在外公館の窓口へ出向く必要がありません。(パスポートの受取りは窓口になりますので、ご注意ください。)

全ての新規発給申請手続き(初回の方、有効期限が切れている方、紛焼失後の新規取得の方など)、及びパスポート面の記載事項を変更する手続き(氏名や本籍地の都道府県名の変更、国際結婚等で外国人配偶者の氏を別姓として併記または削除する方など)においては、オンライン申請後、戸籍謄本原本を在外公館の窓口へ提出(または、日本国内の書留郵便に準ずる方法であれば郵送で提出することもできます)していただきます。

(3) 国外居住者の皆様は、[オンライン在留届\(ORRネット\)](#)へ登録した上で、在留邦人用旅券申請スマホアプリを通じてオンライン申請が可能となります。

### 2 申請手続きが変わりました →手続き変更のポスターは[こちら](#)

(1) 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。【注意：有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄(ビザページ)を追加する増補制度が廃止になりました。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。

(※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます)

(4) 申請書の変更

令和5年3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書

は使用できません。

→ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書は[こちら](#)から。

→オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

●手続き方法等の詳細は当館 HP「旅券(パスポート)」をご覧ください。

→[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/passport.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html)

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700(代表)

HP: [https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

◎新型コロナウイルス関連情報は[こちら](#)

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

◎領事メールのバックナンバーは[こちら](#)

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_mail.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html)